

別表

		専任を要しない工事					専任を要する工事					
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	配水管工事技能者	給水装置工事主任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	配水管工事技能者	給水装置工事主任技術者	
同一工事	現場代理人		○	×	○ (※6)	○		○	×	○ (※6)	○	
	主任・監理技術者	○		○ (※1)	○	○	○		×	○	○	
	営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者	×	○ (※1)		×	○ (※1)	×	×		×	○ (※1)	
	配水管工事技能者	○ (※6)	○	×		○	○ (※6)	○	×		○	
	給水装置工事主任技術者	○	○	○ (※1)	○		○	○	○ (※1)	○		
別途工事	専任を要しない工事	現場代理人	△ (※2)	△ (※3)	×	×	△ (※7)	△ (※2, ※5)	△ (※5)	×	×	△ (※7)
		主任・監理技術者	△ (※3)	○	○ (※1)	×	○	△ (※5)	△ (※4)	×	×	○
		配水管工事技能者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		給水装置工事主任技術者	△ (※7)	○	○ (※1)	×	○	△ (※7)	×	○ (※1)	×	○
	専任を要する工事	現場代理人	△ (※2, ※5)	△ (※5)	×	×	△ (※7)	△ (※2, ※5)	△ (※5)	×	×	△ (※7)
		主任・監理技術者	△ (※5)	△ (※4)	×	×	×	△ (※5)	△ (※4)	×	×	×
		配水管工事技能者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		給水装置工事主任技術者	△ (※7)	×	○ (※1)	×	○	△ (※7)	×	○ (※1)	×	○

○…兼務可 △…兼務不可(承認により兼務可) ×…兼務不可

- ・主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事とは、**請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の工事**
- ・主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、**請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事**

(注)

※1: 営業所の専任技術者, 経營業務の管理責任者が兼務できるのは, 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接し, 当該営業所との間で常時連絡を取れる体制にある場合です。

※2: 同一現場等, 特別な場合にのみ現場代理人を兼務することが可能です。(5 現場代理人の取扱い(1)~(6)参照)

- (1) **請負代金額4,500万円未満の災害復旧工事(緊急発注工事を含む。)**を複数受注した場合の兼務
- (2) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約で受注した場合の兼務 <高知市上下水道局発注工事に限る>
- (3) 施工中の工事に隣接し, かつ関連する別の工事を受注した場合の兼務

- (4) 橋梁, ポンプ, ゲート等の工場製作を含む工事であって, 工場製作のみが行われている期間で, 同一工場内における別の工事との兼務
- (5) 常駐を要しない期間における兼務
- (6) 予定価格(税込)が130万円を超え, かつ請負代金額が4,500万円未満の工事の兼務

※3: 専任を要しない工事において, ※2が認められた場合, 現場代理人と別途工事の主任・監理技術者を兼務することができます。

※4: 密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては, 同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。【専任の監理技術者には適用されません】(建設業法施行令第27条第2項)

※5: 請負代金額4,500万円(税込)以上の工事を含む場合であっても, ※4により主任技術者の兼務が認められる工事については, 2件を限度に現場代理人の兼務を申請することができます。(5 現場代理人の兼務の取扱い(7) 参照)

※6: 現場代理人と配水管工事技能者を兼務する場合は, 別途配管作業に従事する配水管工事技能者を配置(下請け可)する必要があります。

※7: ※2, ※5が認められた場合, 現場代理人と別途工事の給水装置工事主任技術者を兼務することができます。